

旭区誕生50周年記念事業実行委員会認定事業に関する事務取扱要綱

制 定 平成30年4月13日

最近改正 平成30年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭区民等により組織された団体等が行う事業を旭区誕生50周年記念事業実行委員会認定事業（以下「認定事業」という。）として認定することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「旭区民等」とは、旭区在住者に限らず、旭区と深い関わりのある団体等の構成員も含めるものとする。

2 この要綱において「団体等」とは、地域活動団体等公益性を有する団体及び企業をいう。

3 この要綱において「事業」とは、地域活動、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する事業その他これらに類する事業をいう。

(認定の基準)

第3条 認定の対象となる事業は、団体等が行う事業で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 旭区民等を対象とする事業

(2) 平成30年4月1日から平成32年3月31日までに終了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、認定事業として認定しない。

(1) 法令若しくは公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業

(2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがある事業

(3) 特定の団体の営利又は宣伝のみを目的とする事業

(4) 旭区の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜し、又はそのおそれがある事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと旭区誕生50周年記念事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が認める事業

(認定の申請等の手続)

第4条 認定事業として認定を受けようとする団体等は、旭区誕生50周年記念事業実行委員会認定事業認定申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を委員長に提出しなければならない。ただし、委員長が別に定める場合にあつては、この限りでない。

(認定の決定)

第5条 委員長は、申請書の提出があつたときは、第3条の規定に基づき、認定の対象となる事業であることを確認し、認定する。ただし、委員長が別に定める場合にあつては、この限りでない。

2 委員長は、前項本文の規定により認定を決定したときは、旭区誕生50周年記念事業認定事業決定通知書(第2号様式)(以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

(事業内容等変更届)

第6条 認定を受けた団体等(以下「認定団体等」という。)は、申請書の内容に変更があったときは、事業内容等変更届(第3号様式)を委員長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第7条 委員長は、認定団体等が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をすること
- (2) 正当な理由なく申請書の内容と異なる事業を実施すること、又は実施を企画すること
- (3) 法令又は決定通知書に付した認定条件に違反すること

2 取消しの効力は決定の時点まで遡るものとし、当該取消しに関して、旭区誕生50周年記念事業実行委員会は、認定団体等に対して一切の責任を負わないものとする。

3 委員長は、第1項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。また、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

第1号様式（第4条）

旭区誕生50周年記念事業実行委員会認定事業認定申請書

年 月 日

旭区誕生50周年記念事業実行委員会
委員長 様

団 体 名
所 在 地
代表者の
役職名・氏名

〔 連絡責任者氏名
住 所
電 話
〕

次の事業について、旭区誕生50周年記念事業実行委員会認定事業として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|-----------------------|--|
| 事業名 | |
| 開催期間・時間 | |
| 会場 | |
| 開催主旨及び事業内容 | |
| 区ホームページへの掲載 | <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない |
| 区ホームページへ掲載する場合の問い合わせ先 | 電話番号（ — — ） |
| のぼり旗の貸与 | <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない |

様

旭区誕生50周年記念事業実行委員会
委員長

旭区誕生50周年記念事業実行委員会認定事業決定通知書

年 月 日に申請のありました下記事業について、次の条件を付けて旭区誕生50周年記念事業実行委員会認定事業として認定します。

1 事業名

2 認定条件

担当：旭区誕生50周年記念事業実行委員会
事務局（旭区総務部区政推進課内）
電話：045-954-6026

第3号様式（第6条）

事業内容等変更届

年 月 日

旭区誕生50周年記念事業実行委員会
委員長 様

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

（ 連絡責任者
住 所
電 話
）

年 月 日 第 号で認定された旭区誕生50周年記念事業実行委員会認定事業について、次のとおり内容を変更しますので届け出ます。

| | |
|----------|--|
| 事業名 | |
| 開催期間 | |
| 変更内容及び理由 | |

第 年 月 日
第 年 月 日

様

旭区誕生50周年記念事業実行委員会
委員長

認定取消通知書

年 月 日 第 号で決定した旭区誕生50周年記念事業実行委員会認定事業の認定について、次の理由により認定を取り消します。

1 事業名

2 取消理由

担当：旭区誕生50周年記念事業実行委員会
事務局（旭区総務部区政推進課内）
電話：045-954-6026